

肉用牛ヘルパー事業手引書 〔26改訂版〕

肉用牛経営安定対策補完事業



平成31年3月

肉用牛ヘルパー組織強化推進検討会
独立行政法人農畜産業振興機構
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会

はじめに

肉用牛ヘルパー事業は、平成１０年度に創設されてから２０年が経過したところですが、この間、我が国の畜産をめぐる情勢に種々の変化があった中、肉用牛ヘルパーの組合数や利用戸数等は着実に増加し、平成３０年度での肉用牛ヘルパー実態調査によると、自主分を含めての組合数が１８４組合、参加農家数が２２，９１２戸（子取用雌牛飼養戸数４１．８千戸の５４．８％に相当）、ヘルパー要員数が４，１８４人となっています。このように肉用牛繁殖経営において、肉用牛ヘルパーが果たすべき役割は、生産者の高齢化等と相まって、ますます重要となっています。

一方、肉用牛生産は、我が国農業の基幹部門として地域経済の発展や農山村地域の活性化に重要な役割を果たしてきたところですが、最近、小規模肉用牛経営の離脱や担い手の高齢化の進展等により、飼養戸数や飼養頭数の減少傾向が続き、肉用牛生産基盤の脆弱化が危惧される状況にあります。このようなことから、高齢化等に対処するための支援組織としての肉用牛ヘルパー組合の運営体制や取組内容の強化を図ることが求められています。

このため、今後とも持続した肉用牛ヘルパー活動が健全に維持され、真に高齢化等に対処した支援組織としての役割を果たすとともに、組織体制の強化を図るため、肉用牛ヘルパー組織強化推進検討会の委員、農林水産省及び（独）農畜産業振興機構等の協力を得て、平成２６年度に事業の見直し検討を行い、「肉用牛ヘルパー事業手引書（２６改訂版）」及び「肉用牛ヘルパー事業解説書」として取りまとめを行いました。

また、平成３０年度においては、その後の肉用牛をめぐる情勢等を踏まえ、肉用牛ヘルパー事業の運営体制や取組内容の一層の強化を図るため、一部改正を行いました。

都道府県、都道府県畜産協会及び肉用牛ヘルパー利用組合等関係団体におかれましては、一部改正の趣旨や内容を十分にご理解の上、それぞれの規程等の改正や適正実施に向けたご指導及び周知徹底についてお願いいたします。

平成３１年３月

【目 次】

1	肉用牛ヘルパー利用組合の活動内容と組織の概念について	1
2	肉用牛ヘルパー利用組合の組織規約（例）	5
3	肉用牛ヘルパー利用組合の総会と議案（例）	15
4	肉用牛ヘルパーの種類	18
5	ヘルパー要員の確保と身分・位置づけ	19
6	肉用牛ヘルパー利用料金の設定に当たっての基本的な考え方	20
7	肉用牛ヘルパー料金の徴収方法と支払方法及び関係証拠書類	24
8	肉用牛ヘルパー推進における具体的な事業内容、補助対象経費、使用基準、 関係証拠書類の整備について	25
9	傷病時等の定義と証拠書類について	27
10	機械器具等の管理規程（例）	27

肉用牛ヘルパー事業手引書（平成31年3月改正版）

1 肉用牛ヘルパー利用組合の活動内容と組織の概念について

（1） 肉用牛ヘルパー利用組合の基本的な活動内容

- ア 肉用牛ヘルパー活動の組織化（推進協議会、活動計画策定、運営等）に関する
こと。
- イ 肉用牛ヘルパーの要員確保活動に関すること。
- ウ 肉用牛ヘルパーの出役調整に関すること。
- エ 肉用牛ヘルパーの技術研修・講習会に関すること。
- オ 肉用牛ヘルパーの傷害・損害保険の加入に関すること。
- カ 利用組合の業務、組合員の肉用牛生産技術等の向上を図るための先進地調査、
検討会の開催等に関すること。
- キ 肉用牛経営者の傷病時のヘルパー利用による互助制度の推進等に関すること。
- ク 肉用牛の輸送代行に関すること。
- ケ 飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む。）・調製（刈取り、乾燥、収穫、サイ
レージ調製を含む。）・運搬の代行に関すること。
- コ 肉用牛の飼養管理（削蹄、衛生等を含む。）、分娩管理の代行に関すること。
- サ その他組合の目的を達成するために必要な活動に関すること。

（2） 肉用牛ヘルパー利用組合の設立に当たっての基本的な考え方

- ア 肉用牛ヘルパー利用組合の設立は、ヘルパー活動の機能性、迅速性及び正確
性を確保する観点から、地域段階で、市町村単位の単協単位あるいは複数市町
村の広域農協単位に設立されるものと考えられる。

イ 広域農協の単位で肉用牛ヘルパー利用組合を設立する場合の考え方

- （ア）農協が広域合併し、広域農協化するなかで、旧農協単位の肉用牛ヘルパー利
用組合の取り扱いについては、互助制度についての共通の認識を持ち、組合活
動を共通化し、共通の単位・単価の徹底を図りつつ、ヘルパー組合も統合して
いくことが望ましい。

この場合、ヘルパー利用組合統合後の組織のあり方としては、単協方式によ
るヘルパー組織の運営が望ましい。なお、広域化することによるヘルパー利用
組合の活動・取組への制限（弊害）が考えられる場合、統合段階での問題・課
題の整理と対応策について、十分な検討時間と意見交換等が重要となる。

① 「〇〇肉用牛ヘルパー利用組合」の役割（活動）内容

- a 管内のヘルパー利用組合〇〇支部に対する統一的な助言・指導及び連絡
調整
- b 肉用牛ヘルパーの技術向上のための研修会の開催
- c 肉用牛ヘルパーの保険加入
- d ヘルパー料金の設定及び徴収・管理

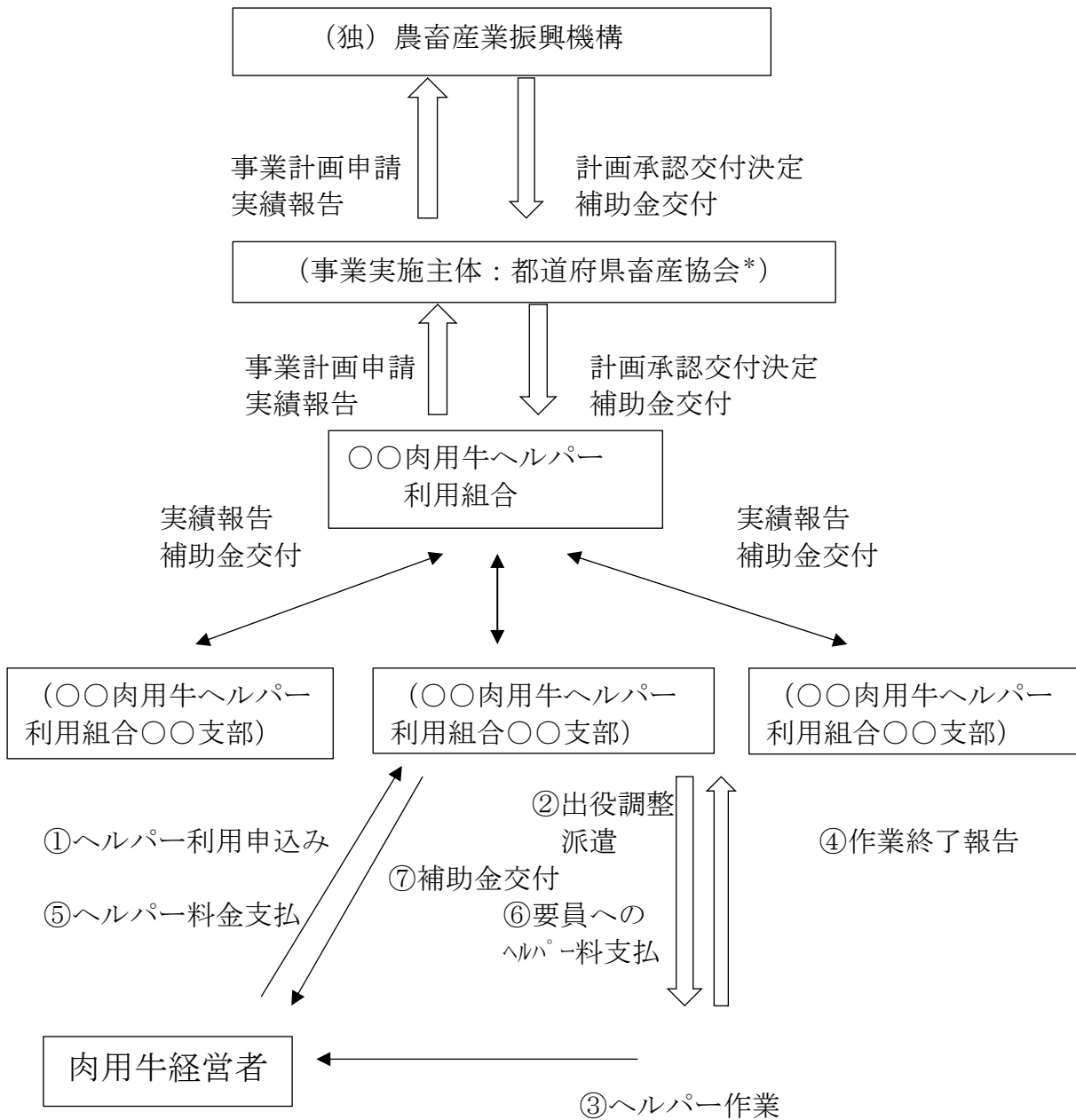
- e 関係規程の作成
 - f 事業計画の作成、総会等の開催
 - g 肉用牛経営者に対する啓発・普及
 - h 都道府県畜産協会等との連絡調整と補助金の管理
 - i ヘルパー利用組合運営円滑化推進協議会の開催
- 等の全般的な連絡・調整等

② 「〇〇肉用牛ヘルパー利用組合の〇〇支部」(旧農協単位)

- a 肉用牛ヘルパーの登録
 - b 肉用牛経営者及び肉用牛ヘルパー利用組合との連絡調整
 - c ヘルパーの派遣
 - d ヘルパー料金の徴収
 - e ヘルパー利用組合〇〇支部運営協議会等の開催
 - f 先進地研修会の実施及びヘルパー実施方策、手続き等の検討
 - g 事業計画の作成
- 等の全般的な連絡・調整

ウ 単一農協の単位で肉用牛ヘルパー利用組合を設立する場合の考え方を包括的に実施

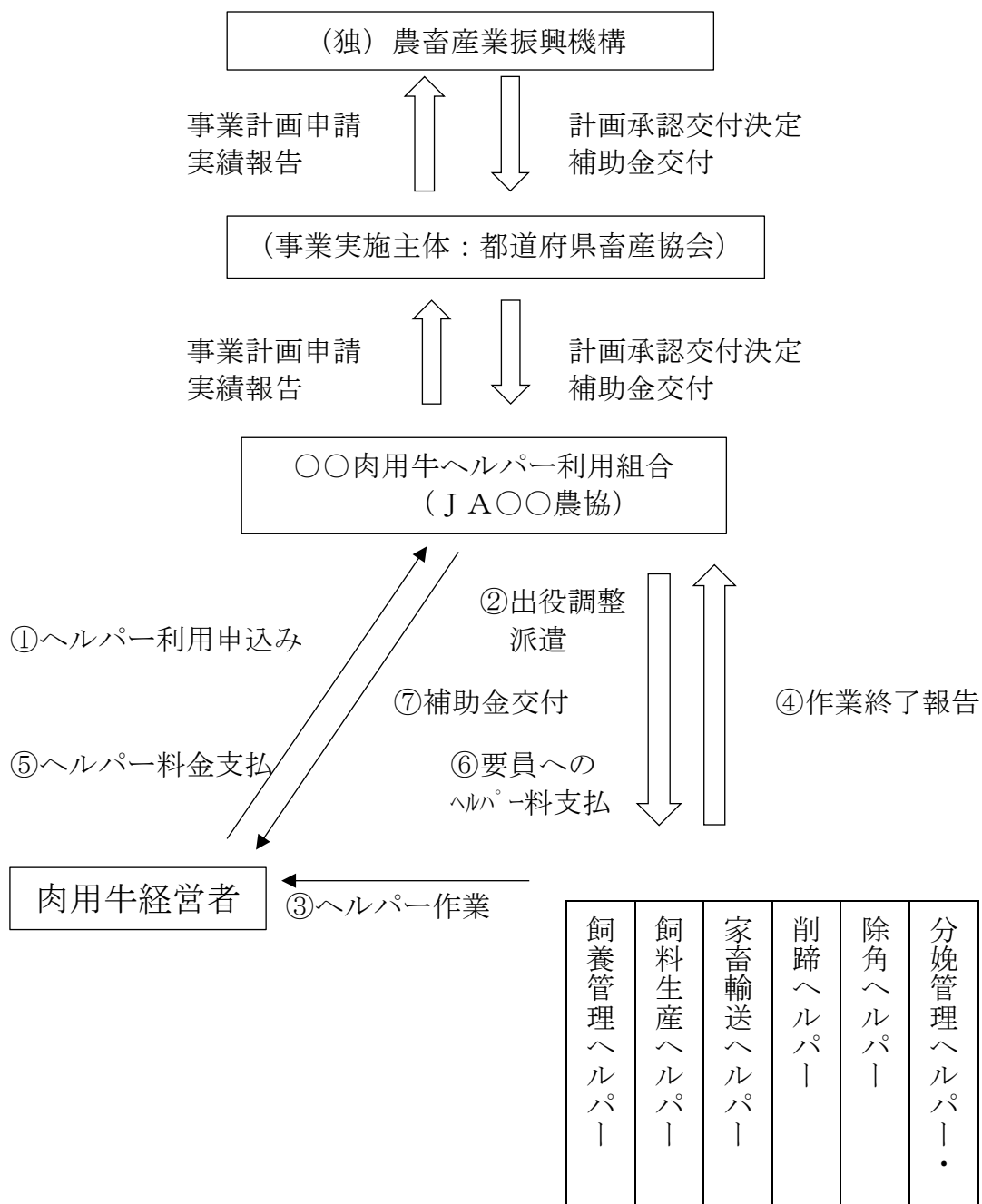
【広域農協の区域で実施する場合】 (例)



(注) *印は、補助要綱上は、公募団体Bに相当しますが、この冊子では事業実施主体となる法人を具体的に示すため、「都道府県畜産協会」と表記しています（以下全て同じ。）。

飼養管理ヘルパー	飼料生産ヘルパー	家畜輸送ヘルパー	削蹄ヘルパー	除角ヘルパー	分娩管理ヘルパー
----------	----------	----------	--------	--------	----------

【単協の場合】 (例)



2 肉用牛ヘルパー利用組合の組織規約（例）

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合規約

第1条（目的）

この組合は、肉用牛経営を営む農家等が協力し合い、個々の経営では効率的に行い難い作業、重労働を伴う作業、傷病時等の就農不能時における作業を外部化することにより、安全でゆとりある畜産経営を確立することを目的とする。

第2条（名称）

この組合は、〇〇〇〇組合と称する。

第3条（所在地）

この組合の所在地は、〇〇〇〇に置くものとする。

第4条（構成）

本組合の会員は〇〇〇〇の肉用牛の飼養農家等であって、本組合の趣旨に賛同した会員で構成する。

第5条（事業）

本組合の事業は、次のとおりとする。

- （1）肉用牛ヘルパー活動の組織化（推進協議会、活動計画策定、運営等）に関すること
- （2）肉用牛ヘルパーの要員確保活動に関すること
- （3）肉用牛ヘルパー出役調整に関すること
- （4）肉用牛ヘルパー技術研修・講習会に関すること
- （5）肉用牛ヘルパーの傷害・損害保険の加入に関すること
- （6）利用組合の業務、組合員の肉用牛生産技術等の向上を図るための先進地調査、検討会の開催等に関すること
- （7）肉用牛経営者の傷病時のヘルパー利用による互助制度の推進等に関すること
- （8）肉用牛の輸送代行に関すること
- （9）飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む。）・調製（刈取り、乾燥、収穫、サイレージ調製を含む。）・運搬の代行に関すること
- （10）肉用牛の飼養管理（削蹄、衛生等を含む。）、分娩管理の代行に関すること
- （11）その他組合の目的を達成するために必要な活動に関すること

第6条（役員）

本組合には次の役員を置き効率的な運営を図る。

会長 1名 副会長 1名 委員 〇名 監事 〇名

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第7条（会議）

本組合の会議は、次のとおりとし、会長がこれを招集する。

- （1）総会
- （2）役員会

第8条（総会）

本組合の総会は年1回開催する。

- （1）会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催する。
- （2）総会は、その出席者の過半数をもって議決する。
- （3）総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - ① 規約の改正
 - ② 事業計画並びに収支予算、決算
 - ③ 運営費
 - ④ 役員の選任
 - ⑤ ヘルパー要員の登録
 - ⑥ その他必要な事項

第9条（経費）

本組合の経費は、積立金、賦課金、助成金、その他をもって充てる。

第10条（ヘルパー要員）

- （1）本組合のヘルパー要員の登録は、登録契約書（別添①）によるものとする。
- （2）本組合がヘルパー要員に支払う料金は、肉用牛ヘルパー利用料金表（別添②）のとおりとする。

第11条（利用料）

本組合のヘルパー利用料金は、肉用牛ヘルパー利用料金表（別添②）のとおりとする。

第12条（責務）

ヘルパー要員は、ヘルパーとしての注意義務をもって業務を行うものとする。

第13条（経理）

この事業に係る経理は、〇〇〇〇農協、〇〇〇〇市町村の協力により、当組合事務局が行う。

第14条（利用の対象）

ヘルパー利用の対象となる条件は次のとおりとする。

- （1）冠婚葬祭
- （2）病気・傷害により一時的に労働ができない時
- （3）公用・研修等により労働ができない時

- (4) 経営者が高齢者である時
- (5) 一時的に人手が足りない時
- (6) 定期的に休日を定め休養を取る時
- (7) その他 ()

【指導事項】

「その他」の利用対象については、地震、津波、台風、大雨等の自然災害や法定伝染病の発生時への対応とし、肉用牛ヘルパー活動が必要な場合に限り補助対象とする。

第 15 条（利用の方法及び計画の変更）

- (1) ヘルパーを利用する肉用牛経営者は、別に定める利用申込書（別添③）に必要な事項を記入し、当組合事務局へ提出する。
- (2) 肉用牛経営者は、(1) による利用申込書に変更が生じた場合には、ただちに当組合事務局に連絡するものとする。
- (3) ヘルパーは、業務終了後別に定める実施報告書（別添④）を、当組合へ提出するものとする。

第 16 条（事業年度）

当組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 17 条（附則）

この規約は 年 月 日より施行する。

[追加]

【注意事項】 規約の制定・改正手続き

- 1. 規約はヘルパー利用組合総会で議決し、都道府県畜産協会の承認を得てください。また、規約の改正、利用料の決定、決算等についても総会を経て決定してください（利用料の改訂を含む）。
- 2. ヘルパー利用組合は、農協、農協の和牛改良部会等とは別個の組織であることから、これらと別途に、例えば、時間を分けるなどして総会を開催するようにしてください。（全く同時開催扱いは避けてください。）
- 3. 家畜輸送代行ヘルパーの運搬距離が 100 km を超える場合での例外的輸送料金の設定に当たっては、規約改正の上、実施すること（機構等による事前協議（ヒアリング）対象となります）。

別添①（規約第10条の（1）関係）

肉用牛ヘルパー要員登録契約書（例）

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合（以下「甲」という）会長〇〇と〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、次のとおり肉用牛ヘルパー要員（〇〇〇例一家畜輸送要員）登録契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が実施する肉用牛ヘルパー事業の円滑かつ迅速な体制を確保するため、乙を肉用牛ヘルパー要員として登録し、甲の組合員からの肉用牛ヘルパー要請に基づき、甲の指示に従い、肉用牛ヘルパー活動を行い、当該組合員の肉用牛生産基盤の安定に資することを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 年 月 日から カ年間とし、甲、乙異議のないときは、さらに延長できるものとし、以後この例に従う。

（肉用牛ヘルパー要員の活動内容）

第3条 （ヘルパーの活動の種類を明記）

（例）

- 1 肉用牛の市場出荷代行
- 2 肉用牛の飼養管理作業代行
- 3 飼料生産・調製・運搬作業代行

（ヘルパー利用料及び支払方法）

第4条 ヘルパー利用料及び支払方法は次のとおりとする。

- 1 ヘルパー利用料
別に定める利用料金表（利用組合の規程に定めること）による。
- 2 支払方法
甲は、乙の指定した口座へ支払うものとする。

（責務）

第5条 乙は善良なるヘルパーとしての注意義務をもってヘルパー業務を行うものとする。ヘルパー業務の実施期間中に起きた事故及び損害については、保険で対応する。

（その他）

第6条 この契約について疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項について、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住所
名称
代表者名 印

(乙) 住所
氏名 印
電話番号
口座番号 (普通、当座)
〇〇銀行〇〇支店番号

別添②（規約第 10 条の（2）及び第 11 条関係）

肉用牛ヘルパー利用料金表（例）

（単位：円）

区分		基本料金（消費税抜）	備考
傷病時等ヘルパー （飼養管理ヘルパー）		〇, 〇〇〇	飼養頭数 10 頭まで
高齢者等ヘルパー	飼養管理ヘルパー	〇, 〇〇〇	飼養頭数 10 頭まで
	飼料生産ヘルパー	〇, 〇〇〇	
		一戸当たり年間補助対象事業費の上限額 〇, 〇〇〇	一戸当たりの年間補助金の 上限額 〇, 〇〇〇
	家畜輸送代行ヘルパー	〇, 〇〇〇	運搬・市場内引廻し等一連の 作業代行を行う場合
	家畜輸送代行ヘルパー （例外的利用料金）	〇, 〇〇〇	運搬（100km 超）・市場内引廻 し等一連の作業代行を行う 場合
	家畜輸送専門代行ヘルパー	〇, 〇〇〇	家畜輸送のみの作業を専門 に行う場合
	家畜市場内引廻しヘルパー	〇, 〇〇〇	一連の家畜市場内引廻し作 業を行う場合
		〇, 〇〇〇	セリ上場を中心とした作業 を行う場合
	削蹄ヘルパー	〇, 〇〇〇	ヘルパー要員が行う場合
	削蹄補助ヘルパー	〇, 〇〇〇	全体作業を行う削蹄補助
		〇, 〇〇〇	共通作業の除く削蹄補助
	除角ヘルパー	〇, 〇〇〇	子牛 1 頭当たり
	除角補助ヘルパー	〇, 〇〇〇	子牛 1 頭当たり
	分娩管理ヘルパー	〇, 〇〇〇	母牛 1 頭当たり
放牧管理ヘルパー		放牧管理に係る入退牧及び放牧場における飼養管理等 については、高齢者等ヘルパーの基本料金に準ずる	

（肉用牛ヘルパー利用料金の設定に当たっての留意事項）

- （1）利用料金は、人・日を単位とする料金とする。
- （2）利用者が組合へ支払う「肉用牛ヘルパー利用料金」と組合がヘルパー要員へ支払う「肉用牛ヘルパー要員に支払う利用料金」は同額とする。
- （3）個別ヘルパー組合での現行の肉用牛ヘルパー要員に支払う利用料単価が、後述する「肉用牛ヘルパー基本料金」（以下「基本料金」という。）の単価以下の場合にあっては、現行の当該組合での利用料単価を採用・設定すること。
- （4）家畜輸送代行ヘルパーで例外的利用料金の設定を行う場合にあっては、基本料金の家畜輸送代行ヘルパーでの算定例に準ずるものとする。
- （5）作業区分毎の利用料金及び頭数規模別の加算料金の積算方法等については、別冊の「肉用牛ヘルパー事業解説書」（以下「解説書」という。）に基づくものとする。 （以下同じ）

- (6) 各ヘルパー利用組合における「利用料金」が基本料金を上回る場合には、各ヘルパー利用組合が定める利用料金を適用できるが、補助金の計算については、基本料金に補助率を乗じて得た金額が当該作業に係る補助金の上限額となる。

別添③（規約第15条の（1）関係）

肉用牛ヘルパー利用申込書（例）

年 月 日

○○○○肉用牛ヘルパー利用組合会長殿

私は、下記のとおり肉用牛ヘルパーの利用を申し込みます。利用に当たっては、○○○○肉用牛ヘルパー利用組合規約を遵守致します。

利用申込者

住 所

氏 名

電 話

印

記

利用月日 (時間)	区分		利用 料金	員数	金額 (消費税 ○)*	備考	出役調整 要員氏名
	傷病時等ヘルパー					飼養頭数規模等	
	高 齢 者 等 ヘ ル パ ー	飼養管理ヘルパー				飼養頭数規模等	
		飼料生産ヘルパー				農地場所、作業面積等	
		家畜輸送ヘルパー				輸送対象牛の個体識別番号	
		家畜輸送専門ヘルパー				輸送対象牛の個体識別番号	
		市場引廻しヘルパー				輸送対象牛の個体識別番号	
		削蹄ヘルパー				対象牛の個体識別番号	
		削蹄補助ヘルパー				対象牛の個体識別番号	
		除角ヘルパー				対象牛の個体識別番号	
		除角補助ヘルパー				対象牛の個体識別番号	
		分娩管理ヘルパー				管理対象牛の個体識別 番号	
		放牧管理ヘルパー					
合計			－	－			
利用の理由 (必ず記載してください)							

【利用申込書様式作成に当たっての留意事項】

- (1) 利用料金は、人・日を単位とする利用料金に統一すること。
- (2) *印：利用料金の消費税の扱い（税込、税別の区別）を明記すること。

別添④—1（規約第15条の（3）関係）

肉用牛ヘルパー実施報告書（例）

年 月 日

○○○○肉用牛ヘルパー利用組合会長殿

肉用牛ヘルパー要員

住 所

氏 名

印

下記のとおり肉用牛ヘルパー業務を実施したことを報告するとともに、下記の料金を請求します。

記

1 肉用牛ヘルパー業務内容及び料金

(単位：円)

実施月日	業務時間		作業区分	利用 料金	員数	金額 (消費 税〇)*	備考 対象牛の 個体識別番号等
	開始	終了					
月 日	時 分	時 分					
月 日	時 分	時 分					
月 日	時 分	時 分					
合 計							

(注) 備考欄には、ア 飼養管理等の場合は、飼養頭数規模を、イ 飼料生産の場合は、対象農地名等を、ウ 家畜輸送・
 削蹄・除角等の場合は、対象牛の個体識別番号を、それぞれ記載又は別紙に添付する。

2 肉用牛ヘルパー業務終了の確認

上記の肉用牛ヘルパー業務を実施したことを確認しました。

年 月 日

ヘルパー利用者

住 所：

氏 名：

印

3 料金の請求 合計金額 円を請求します。

【利用料金支払い等に当たっての留意事項】

- ヘルパー利用者が利用料金の支払いを行う場合は、現金での支払いは行わず、必ず肉用牛ヘルパー利用組合が指定した銀行等の口座に振り込むこと。
- 上記2の利用者が行う「肉用牛ヘルパー業務終了の確認」の署名は自筆であること。
- *印：利用料金については、消費税の扱い（税込、税別の区別）を明記すること。

別添④—2（規約第15条の（3）関係）

肉用牛ヘルパー実施報告書（例）

年 月 日

○○○○肉用牛ヘルパー利用組合会長殿

肉用牛ヘルパー要員

住 所

氏 名

印

下記のとおり肉用牛ヘルパー業務を実施したことを報告するとともに、下記の料金を請求します。

記

1 肉用牛ヘルパー業務内容、料金及び業務終了の確認

(単位：円)

実施月日 (時間)	作業区分	利用 料金	員数	金額 (消費税 ○)*	肉用牛ヘルパー業務 終了の確認		備考
					ヘルパー 利用者氏名	住所	
月 日 (時 分～ 時 分)					印		
月 日 (時 分～ 時 分)					印		
月 日 (時 分～ 時 分)					印		
合 計							

(注) 備考欄には、ア 飼養管理等の場合は飼養頭数規模を、イ 飼料生産の場合は、対象農地名等を、ウ 家畜輸送・削蹄・除角等の場合は、対象牛の個体識別番号をそれぞれ記載又は別紙に添付する。

2 料金の請求 合計金額 円を請求します。

【利用料金支払い等に当たっての留意事項】

- ヘルパー利用者が利用料金の支払いを行う場合は、現金での支払いは行わず、必ず肉用牛ヘルパー利用組合が指定した銀行等の口座に振り込むこと。
- 上記2の利用者が行う「肉用牛ヘルパー業務終了の確認」の署名は自筆であること。
- *印：利用料金については、消費税の扱い（税込、税別の区別）を明記すること。

3 肉用牛ヘルパー利用組合の総会と議案（例）

第〇回〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合通常総会

開催日時：〇年〇月〇日〇時

場 所：〇〇〇〇農協会議室

次 第

- 1 開会
- 2 開会挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人並びに書記の選任
- 5 議事
 - 第1号議案
○年度事業報告及び収支決算の承認について
 - 第2号議案
○年度事業計画及び収支予算の承認について（案）
 - 第3号議案
○年度会費及び肉用牛ヘルパー利用料金並びに肉用牛ヘルパー要員の賃金について
 - 第4号議案 その他
- 6 議長退席
- 7 閉会挨拶
- 8 閉会

第1号議案 ○年度事業報告及び収支決算書の承認について

事業報告

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

年月日	事業内容	場所

収支決算書

収入金額 円
 支出金額 円
 差引金額 円

収入の部

科目	予算額	決算額	摘要
前年度からの繰越金			
会費			
利用料金			
補助金			
その他			
合計			

支出の部

科目	予算額	決算額	摘要
会費			
利用料金			
補助金			
その他			
次年度への繰越金			
合計			

監事の意見書

○○年度事業報告並びに収支決算書について監査した結果、適正であると認めます。

年 月 日

○○○○肉用牛ヘルパー利用組合

監事

○○○○印

第2号議案

〇〇年度事業計画及び収支予算書の承認について

1 事業計画

経費区分	事業の内容	積算基礎	うち補助金	備 考

2 収支予算書

収入金額	円
支出金額	円
差引金額	円

収入の部

科目	予算額	決算額	摘要
前年度からの繰越金			
会費			
利用料金			
補助金			
その他			
合計			

支出の部

科目	予算額	決算額	摘要
合計			

第3号議案

〇〇年度会費及び肉用牛ヘルパー利用料金並びに肉用牛ヘルパー要員への支払いに要する料金について

4 肉用牛ヘルパーの種類

- (1) 傷病時等ヘルパー：冠婚葬祭、傷病時等に肉用牛の飼養管理（牛舎等の消毒、予防注射補助を含む）の代行を行うヘルパー傷病時の場合には、入院、通院に係る証拠書類が、冠婚葬祭の場合には、招待状、会葬状等の証拠書類が必要。なお、従業員を雇用している経営体において、従業員の代替としてヘルパーを活用することは対象外。
- (2) 飼養管理ヘルパー：高齢者等の代わりに、肉用牛の飼養管理の代行を行うヘルパー
- (3) 飼料生産ヘルパー：飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む）・調製（刈取り、乾燥、収穫、サイレージ調製）、WCS・稲わら収穫作業代行を行うヘルパー
- (4) 家畜輸送ヘルパー：①農家から購買者への引渡しまでの（家畜の運搬、セリ上場前後の家畜の世話、セリ上場、購買者への家畜の引渡し）一連の作業代行を行うヘルパー
②農家から家畜市場までの家畜輸送を専門に代行するヘルパー
③セリ上場前後の家畜の世話、セリ上場及び購買者への家畜の引渡し等の家畜市場内引き廻し代行を行うヘルパー
④家畜輸送ヘルパー（例外的料金）
家畜の運搬距離が100kmを超える場合の①又は②の家畜輸送ヘルパーの例外的措置。ただし、③の家畜市場内引き廻し代行だけの作業は対象外。
共進会や品評会等への出品を目的とした家畜輸送や肥育牛の出荷及び肥育素牛の導入に係るヘルパー作業は補助対象外。
- (5) 削蹄ヘルパー：削蹄師の免許を取得している肉用牛農家が、互助制度の下で、ヘルパー利用組合の要員として登録されていて、ヘルパー利用組合の出役調整を受けてヘルパー要員として削蹄（ヘルパー削蹄）及び削蹄補助を行うヘルパー
- (6) 除角ヘルパー：子牛又は育成牛等の除角及び除角補助をヘルパー要員が代行して行うヘルパー
- (7) 分娩管理ヘルパー：分娩間近な妊娠牛の分娩兆候観察、分娩看護、分娩直後の子牛・母牛の管理作業代行を行うヘルパー
- (8) 放牧管理ヘルパー：牧野へ又は牧野からの輸送を含めた入退牧作業、放牧監視作業を行うヘルパー

なお、ヘルパー要員として出役し、作業対象の中に自己所有牛がいる場合は、自己所有牛に係る当該作業分は補助対象外となる。

5 ヘルパー要員の確保と身分・位置づけ

(1) ヘルパー要員の定義等

肉用牛ヘルパー事業におけるヘルパー要員の定義は、「当該肉用牛ヘルパー利用組合の活動エリアに居住するか、又は自己に損益が帰属する肉用牛を飼養している者」をいい、これらに該当しないものが従事した作業は補助対象外とする。

また、ヘルパー要員が他の者と共同で作業に従事する場合は、従事する者全員が肉用牛ヘルパー利用組合のヘルパー要員として登録され、かつ、作業に従事する者全員が上記のヘルパー要員の定義に該当する場合のみ補助対象とする。この場合ヘルパー利用料金は、肉用牛ヘルパー利用組合から作業に従事したヘルパー要員全員にそれぞれ個別に支払うものとする。従って、ヘルパー利用料金をヘルパー要員の代表者に一括して支払う等上記によらない場合は補助対象外とする。

(2) ヘルパー要員の確保

ア 肉用牛ヘルパー利用組合は、毎日、毎月のヘルパー需要が無いことから、季節的、期間的あるいは臨時的なヘルパー要員の確保登録を行うことが極めて重要であり、それぞれの代行作業に携わるヘルパー要員を確保し、登録を行い、ヘルパー需要に応じ、その都度に対応可能なヘルパー要員を調整・斡旋し、迅速に派遣することが重要。

イ 肉用牛ヘルパー利用組合は、ヘルパー要員の安定的な確保とヘルパー要請に応じた迅速な対応を確保するため、ヘルパー代行作業の内容により、生産者、家畜商、農協機械銀行で従事している者（常勤職員ではない者）、市町村や農協等の第三セクターで従事している者（常勤職員でない者）、これら関係組織のOB等の希望者を対象に登録を行う。

ウ ヘルパー要員の調整・斡旋を円滑かつ機動的に実施するためには、肉用牛ヘルパー利用組合の事務局をどこに設置し、事務局運営の専任に誰が当たるのかが、組合活動を円滑に行うために重要な鍵を握ることとなる。

事務局については、指導・助言をうける市町村又は農協等の理解を得て、市町村または農協に事務局を設置することが必要と考えられる。

事務局の運営については、専任の事務局員を設置することが望ましいが、経費面、ヘルパーの利用頻度等から考えると専任事務局員の設置は困難と考えられるので、市町村又は農協等の職員のOB等を臨時的に組合が雇用し、ヘルパー利用組合の業務を委託形態で実施することにより、効果的な運営が図られると考えられる。この場合、臨時的に雇用する費用（アルバイト料）については本事業の補助対象経費と認められる。

(3) ヘルパー要員の身分・位置づけ

ア 肉用牛ヘルパー利用組合は、ヘルパー要員を年間専任的に雇用する形態でなく、ヘルパー登録制度を導入して、ヘルパー要員との年間または期間契約により登録を行う。

この場合、地域的な状況、期間的に集中する作業内容等を勘案し、ゆとりのある要員登録を行うことが重要。また、ヘルパー要員の安定的な確保や出役に支障がないようにするためには、肉用牛ヘルパー利用組合の組合員すべてがヘルパー要員として登

録することも可能。

イ 肉用牛ヘルパー利用組合は、登録したヘルパー要員を肉用牛経営のヘルパー作業の要請に応じ、対応できるヘルパー要員を派遣することとする。

ウ 事業主は、5人以上の労働者を常時雇用する場合は労働保険(労災保険+雇用保険)加入が義務づけられているが、臨時的にヘルパー要員を派遣するヘルパー組合においては、常時雇用ではなく請負作業をヘルパー要員に依頼するという方式がとられていることが多い。

肉用牛ヘルパー利用組合の規模拡大等により、ヘルパー要員の常時雇用を検討する場合に当たっては、労働保険の加入が必要な場合があることを留意すること。

エ 肉用牛ヘルパー利用組合は、ヘルパー要員を雇用している場合には、ヘルパー料金を徴収して、ヘルパー要員にその対価(賃金)を支払うことから、当然ながら所得税、住民税の対象となる。従って、これらの対応を行う必要があり、当該利用組合は、税法上「人格なき社団」として位置づけられることから、税務署に対し、「給与支払事務所等届」及び「源泉所得税の納期特例の承認申請書」等の届出を行い、ヘルパー要員にその対価(賃金)を支払時に、「源泉徴収月額表乙欄」で所得税を徴収し、原則翌月の10日までに税務署に納付することとなる。

(1月8万8千円未満は3.063%を徴収)

6 肉用牛ヘルパー利用料金の設定に当たっての基本的な考え方

(1) 補助事業上のヘルパー料金として、平成20~24年度(5年間)の農林水産省「畜産物生産費(子牛生産費)*」に基づく労働費等を積算して求めた「肉用牛繁殖経営における労働費」(以下「肉用牛繁殖経営における労働費」という。)を根拠とした「肉用牛ヘルパー基本料金」を設定する。この基本料金は、人・日を単位とする基本料金に統一するとともに、補助対象経費の上限額とする。(別表1)

*：正確には農業経営統計調査の畜産物生産費のうちの「子牛生産費」をいう。

(2) ヘルパー利用料金の設定に当たっての基本的考え方及び対象作業区分毎の料金設定等については、別冊の解説書に基づくものとする。

(3) ヘルパー料金が、地域事情等により止むなく基本料金を超過する場合にあっては、そのヘルパー料金を組合規程等に明記するとともに、徴収することができるものとする。この場合にあっては、補助事業上の上限額は基本料金とする。

(4) 個別の肉用牛ヘルパー利用組合がそれぞれの利用料金を設定するに当たっては、地域の農業委員会等で決定されている地域の平均的な雇用労賃等を参考に、全国统一料金としての基本料金を上限とし、飼養頭数規模、飼料作物面積等を勘案し、ヘルパー利用組合が都道府県と協議の上、標準的な利用料金を設定するものとする。

(5) ただし、当該組合での現行のヘルパー要員に支払う単価が、基本料金の単価以下の場合にあっては、現行の単価を利用料金として設定すること。

(6) 肉用牛ヘルパー利用組合が要員に支払う「肉用牛ヘルパー要員に支払う利用料金」と利用者が肉用牛ヘルパー利用組合に支払う「肉用牛ヘルパー利用料金」は、同額に設定

すること。

(7) 作業区分毎の基本料金、頭数規模別の加算料金の積算方法等については、解説書に基づくものとする。

(8) ヘルパーの種類毎の具体的な料金設定に当たっての考え方を示せば、次のとおり。

【飼養管理ヘルパー料金】

飼養管理ヘルパー作業は、飼料の調製・給与、ボロ出し、給水、発情発見、牛の健康確認等が一般的であり、「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づき、1戸当たりの繁殖雌牛平均飼養頭数規模（母牛10頭まで）の飼養管理に要する時間に乗じて得た金額を基本料金とする。

11頭以上については、母牛1頭当たり加算料金により、母牛及び育成牛頭数に応じて加算することができるものとする。

【飼料生産ヘルパー料金】

飼料生産ヘルパー作業は、飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む）・調製（刈取り、乾燥、収穫、サイレージ調製、運搬等）、WC S・稲わら収穫作業等が一般的作業であり、地域による飼料作物の刈取回数（沖縄県を除く全国：3回、沖縄県：4回）を考慮し、飼料作付面積を基準とした1戸当たり年間補助上限額を設定する。

「実作業時間に基づく作業区分別時間割合と作業区分別利用料金試算（10a当たり）」は、以下のとおり。

作業区分	実作業時間	利用料金試算
I 刈取り	21.0	471.1
II 牧草圧砕	21.0	471.1
III 拡散・反転	13.5	302.9
IV 集草	13.5	302.9
V 拾上げ・梱包	32.5	729.1
VI 積込み・運搬	54.0	1,211.4
VII 牧草格納	30.0	673.0
VIII 作業機搬入・搬出	60.0	1,346.0
合 計	245.5	≒5,500

(注) 利用料金試算の労働費は、1,347円/時間

(労働費単価の根拠は、「肉用牛繁殖経営における労働費」による。詳細は別冊の解説書を参照)

【家畜輸送ヘルパー料金】

家畜輸送ヘルパー代行は、①起点から家畜市場までの家畜の運搬、②農家から購買者までの引渡し（家畜の運搬、セリ上場前後の家畜の世話、セリ上場、購買者への家畜の引渡し）、③セリ上場前後の家畜の世話、セリ上場及び購買者への家畜の引渡し等の代行が考えられることから、「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づき、1頭当たりの基本料金を設定するものとする。

また、家畜市場内引き廻しヘルパー代行についても、補助の対象となる。

なお、肉用牛ヘルパー利用組合が家畜輸送車を借上げて（ヘルパー要員又は肉用牛ヘルパー利用組合が）代行を行う場合、「肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借上げ」として当該家畜輸送車両の借上料については補助の対象とすることができる。ただし、一時的なレンタルに限る。

・家畜輸送ヘルパー（例外的料金）

起点から家畜市場まで100kmを超える家畜輸送について例外的措置として適用するものとする。

この場合、あらかじめ家畜輸送ヘルパーの起点として定める場所から家畜市場までの走行距離が、おおむね200km程度と想定し、その中間距離150kmで基準単価を積算するものとする。

ただし、家畜市場内引き廻し代行のみの場合についてはこれを対象としない。

【削蹄ヘルパー料金】

削蹄補助ヘルパー代行については、「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づき、成牛・育成牛、子牛の区分毎に1頭当たりの基本料金を設定するものとする。

また、ヘルパー削蹄（ヘルパー要員が行う削蹄）の利用料金の設定については、母牛・育成牛、子牛の1頭当たりの料金とし、現行料金を基本とする。

【除角ヘルパー料金】

除角ヘルパー代行については、「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づき、1頭当たりの基本料金を設定するとともに、成牛・育成牛、子牛の区分毎に基本料金を設定するものとする。また、除角の保定作業に対しても対象とする。

【分娩管理ヘルパー料金】

分娩管理ヘルパー作業は、分娩房の準備、分娩兆候の観察、分娩看護、分娩直後の子牛・母牛の管理、初乳摂取までの看護・確認等が正常分娩の場合の一般的作業であり、「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づき、分娩管理に要する時間に乗じて得た額を母牛1頭当たりヘルパー料金とする。

別表 1

肉用牛ヘルパー基本料金（上限額）

（単位：円）

区分		基本料金（消費税抜）	備考
傷病時等ヘルパー （飼養管理ヘルパー）		5, 6 5 0	飼養頭数 1 0 頭まで
高齢者等ヘルパー	飼養管理ヘルパー	5, 6 5 0	飼養頭数 1 0 頭まで
	飼料生産ヘルパー	一戸当たり年間補助対象事業費の上限額 ・ 全国（沖縄県以外） 3 1 0, 0 0 0 ・ 沖縄県 4 1 6, 0 0 0	一戸当たりの年間補助金の上限額 ・ 全国（沖縄県以外） 1 5 5, 0 0 0 ・ 沖縄県 2 0 8, 0 0 0
	家畜輸送代行ヘルパー	1 0, 7 7 0	運搬・市場内引廻し等一連の作業代行を行う場合
	家畜輸送代行ヘルパー （例外的利用料金）	1 6, 0 0 0	運搬（100km 超）・市場内引廻し等一連の作業代行を行う場合
	家畜輸送専門代行ヘルパー	7, 4 3 0	家畜輸送のみの作業を専門に行う場合
	家畜市場内引廻しヘルパー	5, 2 1 0	一連の家畜市場内引廻し作業を行う場合
		3, 9 1 0	セリ上場を中心とした作業を行う場合
	削蹄ヘルパー	現行料金	ヘルパー要員が行う場合
	削蹄補助ヘルパー	1, 6 0 0	全体作業を行う削蹄補助
		1, 3 0 0	共通作業の除く削蹄補助
	除角ヘルパー	2, 5 8 0	子牛 1 頭当たり
	除角補助ヘルパー	1, 7 9 0	子牛 1 頭当たり
	分娩管理ヘルパー	8, 7 2 0	母牛 1 頭当たり
放牧管理ヘルパー		放牧管理に係る入退牧及び放牧場における飼養管理等については、高齢者等ヘルパーの基本料金に準ずる	

（留意事項）

- （１）利用料金は、人・日を単位とする料金に統一する。なお、補助金額は、この料金に補助率を乗じて得た額以内とすること。
- （２）個別の肉用牛ヘルパー利用組合での現行のヘルパー要員に支払う利用料単価が、基本料金の単価以下の場合にあっては、現行の当該組合での利用料単価を採用・設定すること。
- （３）家畜輸送専門代行ヘルパーで例外的利用料金の設定を行う場合にあっては、家畜輸送代行ヘルパーの例に準じて設定するものとする。
- （４）利用者から組合、組合からヘルパー要員への支払い額は、同額であること。
- （５）作業区分毎の利用料金及び頭数規模別の加算料金の積算方法等については、別冊の解説書に基づくものとする。
- （６）各肉用牛ヘルパー利用組合における「利用料金」が基本料金を上回る場合には、その利用料金を適用できるが、補助金の計算については、基本料金に補助率を乗じて得た金額が当該作業に係る補助金の上限額となる。

7 肉用牛ヘルパー料金の徴収方法と支払方法及び関係証拠書類

(1) 肉用牛経営からの肉用牛ヘルパー料金の徴収方法

ヘルパー利用者は、肉用牛ヘルパー利用組合が指定した銀行口座に振り込むものとする。(現金による収受は認めない)

なお、肉用牛ヘルパー利用組合が、肉用牛改良部会等と一体的に行われている等の理由であっても、組織としては別であることから、当該改良部会名義の口座を利用するのではなく、肉用牛ヘルパー利用組合としての口座を開設すること。

(2) ヘルパー要員に対する肉用牛ヘルパー料金の支払方法

肉用牛ヘルパー利用組合は、金融機関を通じ、肉用牛ヘルパー要員が指定した口座に振り込むものとする。(現金による収受は認めない)

(3) 関係証拠書類

徴収関係：2の肉用牛ヘルパー利用組合の組織規程（例）別添④及び⑤を参照のこと

振込関係：振込依頼書

8 肉用牛ヘルパー推進における具体的な事業内容、補助対象経費、使用基準、関係証拠書類の整備について

番号	事業内容	活動内容	補助対象経費	補助率	関係証拠書類
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	会場借料、資料印刷費、賃金等	1／2 以内	領収書、出勤簿、受領書
		②組織活動の計画策定	同上		同上
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	管理帳票印刷費等		管理帳票の保管
		②組織管理機具の整備	簡易な事務機器（パソコン等）のリース料		管理機具台帳、リース契約書
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	会場借料、交通費、賃金、資料印刷費、通信運搬費等		領収書、出勤簿、受領書
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	交通費、資料印刷費、賃金等		同上
		③傷害保険、損害保険の加入推進	加入保険料		領収書、保険証書
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、要員の調整及び派遣業務	資料印刷費、賃金、通信運搬費、交通費等		受領書、支払証明書、領収書
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理業務	交通費、賃金、簡易な事務用機器の購入、通信運搬費、資料印刷費、振込手数料等		同上
5	肉用牛ヘルパー活動に係る研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	講師旅費、講師謝金、研修出席旅費、宿泊費、教材費、通信運搬費、資格取得経費、会場借料、賃金等		受領書、支払証明書、領収書、研修対象者リスト、研修会テキスト等証拠書類、報告書
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	同上		同上
		③肉用牛ヘルパー要員の現地研修	研修旅費、研修謝金、宿泊費等		同上
		④組合員の先進地研修	研修旅費、宿泊費、バス借上料、謝金、資料印刷費、会場借料等		同上

番号	事業内容	活動内容	補助対象経費	補助率	関係証拠書類
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借上	家畜輸送車、飼料生産調製用機械及び飼料運搬車の一時的レンタル料	1 / 2 以内	領収書、レンタルを証する書類
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー利用の推進	傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用牛ヘルパー利用促進	飼養管理ヘルパー利用促進費		ヘルパー利用申込、ヘルパー利用実績、振込証明書
8	高齢者等の肉用牛ヘルパー利用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	飼養管理ヘルパー利用促進費		同上
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー利用促進	飼料生産収穫調製(稲わら収草を含む。)ヘルパー利用促進費		同上
		③家畜輸送(市場における取扱管理を含む)のための肉用牛ヘルパー利用促進	家畜市場出荷ヘルパー利用促進費		同上
		家畜輸送ヘルパー(例外的料金)	家畜市場出荷ヘルパー利用促進費		同上、 起点及び終点での距離メーターの写真
		④削蹄のための肉用牛ヘルパー利用促進	削蹄ヘルパー利用促進費		ヘルパー利用申込、ヘルパー利用実績、振込証明書
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用促進	除角ヘルパー利用促進費		同上
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	分娩管理ヘルパー利用促進費		同上
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	放牧管理ヘルパー利用促進費		同上

9 傷病時等の定義と証拠書類について

(1) 傷病時等の定義

傷病時等とは、肉用牛経営に従事している者（家族経営の場合は夫婦のいずれか、法人格を有する肉用牛経営のうち、家族の労働力を基本とした経営の場合は、その構成員）が病気、事故、出産、死亡により、一時的又は後継従事者が確保されるまでの間において、就農が困難となり、肉用牛経営を引き続き継続することが困難となった場合をいい、この間において、肉用牛経営者が肉用牛ヘルパーを利用して、経営の持続的な安定に資する。

この場合、ヘルパー利用期間は、自己負担等を考慮して最高1月を限度として、必要に応じ、肉用牛ヘルパー利用組合と当該肉用牛経営者と協議して、その期間の変更ができるものとする。

(2) 証拠書類

肉用牛ヘルパー利用組合は、肉用牛経営者から傷病時等ヘルパー利用の依頼があった場合には、速やかに、その事実関係を確認し、肉用牛ヘルパー要員を派遣し、肉用牛経営者の要請に対応するものとする。

この場合、肉用牛ヘルパー利用組合は、肉用牛経営者に対し、病院が発行する入院証明書、出産証明書、警察が発行する事故証明書等を徴集して整備保管するものとする。

10 機械器具等の管理規程（例）

肉用牛ヘルパー利用組合は、補助事業等により取得した機械・器具（リース）については、善良な管理を行うものとし、その管理に当たっては、次のような管理規程を設けることが必要である。

(1) 「リース機械等」は、〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合の管理下に置く。

(2) 「リース機械等」預り証の提出

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合がリース等により取得した機械器具等を肉用牛ヘルパー要員に貸与する場合には、「リース機械器具等預り証」（別紙様式1）を、当組合に提出するものとする。

(3) 管理責任者の任命

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合はリース機械等の管理のために下記のとおり管理責任者を定める。

管理責任者：〇〇〇〇

(4) リース機械等管理台帳の整備

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合はリース機械器具等管理台帳（別紙様式2）を備え、管理責任者はこれを管理し、機械器具等の使用、管理状況を常に把握することとする。

(5) 事故発生時の処置

肉用牛ヘルパー要員は、リース機械器具等の使用に関しては、善良な注意義務をもって使用することとするが、リース等機械に事故が発生した場合は速やかにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

別紙様式 1（管理規程（2）関係）

「リース機械等」預り証

年 月 日

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合会長殿

肉用牛ヘルパー要員

氏名：印
住所：
電話：

記

機械器具の名称	数 量	貸与開始 年月日	貸与終了 年月日	備 考

別紙様式2（管理規程（4）関係）

機械・器具等管理台帳

管理責任者 印

機械器具の名称	取得年月日	取得価格	保管場所

